

専決処分の報告について

秦野市水道事業及び公共下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について、別紙のとおり専決処分したので、地方自治法第180条第2項の規定により報告する。

令和2年2月26日提出

秦野市長 高橋昌和



専 決 処 分 書

秦野市水道事業及び公共下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について、地方自治法第180条第1項の規定による「議会の委任による市長の専決処分について」に基づき、市長において別紙のとおり専決処分する。

令和2年2月12日

秦野市長 高橋 昌和



理由

地方自治法の一部改正により、条例で引用する同法の条項に移動が生じたため、改正する。

秦野市条例第 1 号

秦野市水道事業及び公共下水道事業の設置等に関する条例の一部
を改正する条例

秦野市水道事業及び公共下水道事業の設置等に関する条例（昭和 42 年秦野市条例第 31 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条中「第 243 条の 2 第 8 項」を「第 243 条の 2 の 2 第 8 項」に改める。

附 則

この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

報告第1号 秦野市水道事業及び公共下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

新	旧
<p>(議会の同意を要する賠償責任の免除)</p> <p>第7条 法第34条において準用する地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2の2第8項の規定により水道事業又は公共下水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について、議会の同意を得なければならないものは、その賠償責任に係る賠償額が5,000円以上のものとする。</p> <p>附 則</p> <p>この条例は、令和2年4月1日から施行する。</p>	<p>(議会の同意を要する賠償責任の免除)</p> <p>第7条 法第34条において準用する地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2第8項の規定により水道事業又は公共下水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について、議会の同意を得なければならないものは、その賠償責任に係る賠償額が5,000円以上のものとする。</p>